

社会福祉法人四恩学園 保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 四恩学園
所 在 地	大阪市住吉区苅田 4-3-9
電 話 番 号	06-6607-2220
代表者氏名	理事長 中西 裕

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	四恩るり2乳児保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区我孫子東 3-2-25 コーポYM21 201号
連 絡 先	電話番号 06-4700-8080 FAX 06-4700-8081
管 理 者	園長 赤尾 美千代
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	生後57日～2才 65名

利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 37名 満1歳未満の児童 13名
開 設 年 月 日	平成13年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051004499
ホームページ	http://www.shiongakuen.or.jp

3 施設の目的・運営方針

四恩学園保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

建築面積		532.7 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造8階建て うち2階部分
	延べ面積	363.27 m ²
園 庭		園庭 100.43 m ²

主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ぺんぎん組（満1歳児クラス）
ほふく室	1 室	ひよこ組（0歳児クラス）
保育室	1 室	ぱんだ組（満2歳児クラス）
調理室	1 室	

クラス

ぱんだ	2才児
ぺんぎん	1才児
ひよこ	57日～0才児

クラスは一応決めてありますが、入園園児数、発育発達により、異なる事があります。

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 一時預かり事業 (Am9:00~Pm5:00)

傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭等。
育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減。
就労・職業訓練・就学等。

} 要登録（普通食児から）

(3) 年度途中入所

育児休業の終了時・引越し・転勤等、急に保育が必要になったとき。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	17	13	4	子育て支援員 4
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	2	2	0	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年 3 月 30 日大阪市条例第 54 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (8:30 ~ 19:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (9:00 ~ 18:00)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00 ~ 19:00)
栄養士	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00)
調理員	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

※ 土曜日保育の利用は毎月、勤務証明が必要ですのでご注意ください。

(前月の25日までに提出)

(休園日) 日・祝日 冬休み(12/29~1/3)

(保育協力日) 8月15日前後(創立記念日振替日含む)

年間行事予定表に記載(4月配布)

※ 変更はその都度お知らせします。

その他休園 伝染病発生・非常災害発生時

8 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

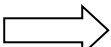
(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（保育時間）

開園時間	Am 7 ~ Pm 7	
保育標準時間	Am 7 ~ Pm 6	
保育短時間	Am 8 ~ Pm 4	
延長保育	Pm 6 ~ Pm 7	（登録制）
土曜保育	Am 7 ~ Pm 6	

※ 土曜日 及び 保育協力日  共同保育を行う場合があります。（2園）

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

（昼食）月曜日～土曜日、食事の提供を行います。

※災害時を除く

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

※給食やおやつの提供は、原因食物の完全除去を基本とします。

食物アレルギー対応マニュアル 有り

(4) 栄養士の配置状況（2園）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要です。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時00分頃	11時15分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(1)に掲げる保育料とは別に、【別表】に掲げる費用を負担していただきます。
※ 【別表】の費用は、毎月15日に「ゆうちょ銀行」から引き落とされます。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	四恩診療所
医院長名又は医師名	今北 優子
所在地	住吉区苅田 4-3-9
電話番号	06-6607-2220
※ 年2回 健康診断 ・ 随時、健康相談 ・ 入所前健康診断	

(2) 歯科

医療機関の名称	村上歯科
医院長名又は医師名	村上 重光
所在地	住吉区苅田 7-12-19-204
電話番号	06-6698-2003
※ 年1回 歯科検診	

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 職員の虐待防止研修参加

(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 各園長・主任保育士 ・ご利用時間 9:00 ~ 18:00 ・電話番号 06-4700-8080 ・FAX 06-4700-8081 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	一般社団法人 大阪市私立保育連盟 会長 寺田 崇雄 電話番号：06-6761-1171

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	AIG 賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険、傷害保険、行事に関する保険
支払限度額	1 名につき 200,000 千円・1 事故につき 600,000 千円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0 歳児	6 人	7 人	13 人
1 歳児	17 人	19 人	19 人
2 歳児	20 人	16 人	16 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施済み	WAM NET 掲載
自己評価の実施状況	実施予定	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された ・なし

23 連携施設の状況 ・なし

24 写真使用について

当園では、日常や行事の様子などをホームページや「ともだち」（機関紙）等に掲載しています。園児の様子をよりわかりやすく伝える為、写真や動画を使用することがあります。

（掲載目的）

日々の活動の様子を幅広く保護者や地域の方々にご理解頂くため掲載する情報。

・日々の活動の写真 ・保育行事におけるご家族の写真 ・職員研修等

（掲載する場所）

・CoDMON 保護者用アプリ ・ホームページ ・「ともだち」（機関紙）
・パンフレット ・新入所児説明会 ・保護者会 等

【別表】 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

費目名（使途）	内容、負担を求める理由及び目的	金額	備考
延長料金	18 時以降 19 時まで	月額：2,900 円	事前申込み
時間外料金	認定保育時間以外の利用時 ▷短時間認定 (A7—8、P4—6) ▷短時間認定・標準時間認定共通 (P6—7)	0 才～2 才：150/30 分 0 才～2 才：300/30 分	
新学期用品代 (0～2 才)	連絡帳、粘土用品、運動帽子、保護者証など	10 ～ 5,135 円	(別紙参照)
遠足、行事に係る費用	秋遠足、 お楽しみ保育等	1 回 436～2,553 円	
写真代	日常写真、行事写真、記念写真など	1 枚 50 円、	
施設寄付金	主に建物の維持・修繕費用に使用。(任意)	年額 12,000 円	
リース代	紙おしめ	1 枚 35 円	
絵本代	2 歳 個人購入用 (毎月 1 冊)	月額 410 円	
保護者会費	保護者会で運営	月額 400 円	